



Title	橋の聖と俗：死後審判の橋における意義をめぐって
Author(s)	Galvagno, Laura
Citation	大阪大学, 2013, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/51164
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【5】

氏 名	ガルヴァーニョ ラウラ GALVAGNO LAURA
博士の専攻分野の名称	博 士（日本語・日本文化）
学 位 記 番 号	第 2 6 1 3 8 号
学 位 授 与 年 月 日	平 成 25 年 3 月 25 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第1項該当 言語文化研究科言語社会専攻
学 位 論 文 名	橋の聖と俗 ―死後審判の橋における意義をめぐって―
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 加藤 均 (副査) 教 授 嶋本 隆光 准教授 五之治 昌比呂 准教授 村瀬 有司 准教授 柴田 芳成

“さらにべつの場所に来ると、橋があって、どうしてもそれを渡らなくてはならなかった。その橋は非常にせまくて、氷のようにつつるしていた。橋のしたには、火と硫黄の川が流れていた。彼（ニコラウス）は、たいへん不安をおぼえ、とても渡りきれそうにないとおもった。しかし、これまでなん度となく危難から救ってくれた言葉を思いだし、その言葉をとなえてから片足を橋のうえにおいた。（中略）彼はその言葉をとなえて、しっかりと立った。（中略）彼は一歩ごとにその言葉をとなえ、ついに無事に橋を渡りきった。”

以上は、13世紀の『黄金伝説』に収められた、聖パトリキウスの煉獄譚における橋渡しの場面を描写した部分である。ここで地獄の橋渡しの試練を受けるのは、アイルランドの修道士ヘンリクスによる『聖パトリキウスの煉獄譚』に登場する騎士オウエンではなく、奔放な生活を送ってきて減罪を行いたいとおもい聖パトリックの煉獄に下ったニコラウスという貴族である。

アイルランドと『黄金伝説』の聖パトリックの煉獄譚に先行する、煉獄の世界に架けられた橋が12世紀のイタリアの修道士アルベリクスの幻視体験物語に見られる。この物語における、地獄と天国の間に位置する橋は、試練と審判の手段であるだけでなく、罪で汚れた魂の浄化と更新が行われる場でもある。

善良の魂が通過するときには広くなり、そのまま天国へ導くと同時に、罪人の魂が通ろうとすると、髪、糸、刃、蜘蛛の糸のように極限まで細くなって、彼らを硫黄の川、または地獄の川に突き落とす審判の橋のモチーフは、中世ヨーロッパの地獄めぐり文学作品中に頻繁に登場する。

面白いことに中世ヨーロッパの幻視物語に登場するものと酷似したモチーフが中世日本の地獄めぐりの御伽草子にも表れている。1531年に遡る『もくれんのさうし』では、目蓮尊者は、中世イタリアの少年アルベリクスが鉄の橋にたどり着くのと同様に、銅の橋を目の当たりにする。その橋は、罪人が渡ろうとする度に、中心から千切れて彼らを激流や大蛇の泳ぐ川に突き落とす。それはいうまでもなく、死者の魂を裁く、あの世とこの世の境界線である川に架かっている橋のトポスである。

死後審判の橋のモチーフは、ゾロアスター教の聖典『アヴェスター』に描かれたチンワト橋をはじめ、インド・ヨーロッパ圏内の様々な宗教・信仰の死後観（＝死後の風景）に登場する。ユダヤ・キリスト教の聖書外典『福者エズラの幻視物語』における「細い橋」、イスラーム伝承集のシラート、以上の作品のような中世ヨーロッパにおける物語化された幻視体験録、ブルターニュ系騎士道物語に登場するボンス・プロバツィオーニス(*pons probationis*)（判定或いは試罪の橋）などは全てその類型に属するものである。しかし、『もくれんのさうし』の例から分るように、死者の魂を裁く橋のモチーフは中央アジアと西洋のみに見出せるものではない。本論文の第二章では、とりわけ中国と日本の偽経、宗教文学作品、葬送儀礼、追善行事、擬死再生儀礼における橋渡しの場面の具体例を緻密に取りあげて、多少の差がありながらも同様のトポスが東洋の世界にも存在するという事を明らかにした。西洋の審判の橋と、東洋の審判の橋との差は、同様の観念の形式的或いは表現的な違いに過ぎず、ゾロアスター教、キリスト教とイスラーム教の死後観及びエスカトロロジーと（東洋で根ざし、普及した）道教、仏教の死後観及びエスカトロロジーとの差に基づいている。具体的にいえば、西洋における死後審判の橋は一本の橋で表わされているのに対し、東洋の場合は金・銀・鉄（または銅）の三つの橋として描かれていて、最後の鉄の橋が狭くなって千切れて罪人を地獄の川に突き落とすという役割を果たしているのである。そして、東洋地域では輪廻の思想の影響で、審判の役割を果たす一方、転生の橋になっていることが多いのである。

そして、西洋の死後審判の橋と東洋との比較の結果、類似点と相違点を見出すことができた。東西を問わず類似するもの或いは現象は、近代化と都市化による死後審判の橋の信仰(心)の衰退である。ただし、(農民社会の地域を除く)ヨーロッパに比べて、東洋では一般的に近代化が数百年遅れておとずれたということによって、橋に纏わる民間信仰や儀礼がつい数十年前まで無事に保たれてきたと考えられる。

一方、西洋における死後（審判）の橋と東洋における死後（審判）の橋との類似点のみではなく、相違点もいくつか挙げられる。例えば、中世ヨーロッパにおける死後審判の橋のイメージが罪人を裁くという懲罰的な印象を強く与えるのに対して、(御伽草子に登場する凄まじい地獄の橋渡しを除い

て)、日本における死後の橋は、絵画的な面でも仏事上でも、極楽往生救済的な働きを見せる。また、西洋で見られる死後（審判）の橋が「一方通行」である（つまり、一度わたってしまった死者が、臨死体験者でない限りこの世には戻ってこれられない）のに対し、東洋における同等のモチーフは仏教の影響で転生の橋になっている。(とりわけ日本では)「死者」があの世へ行く時だけではなく、あの世から生まれ清められて戻ってくる時にも通過する「再生」の橋の形をとることが多い。

その理由はキリスト教やイスラーム教のような一神教の影響を受けた西洋思想の形而上学の超越的な観点と、根本的に多神教であった日本の内在(哲学)的な観点との差によって生じる異なった二つの橋の表現の仕方にもあると考えられる。それに、筆者が思うには、人間と宗教における「原罪」の概念の有無もそれに大きく影響を与えている。

しかし、死後審判の通過点に纏わる信仰と伝承は、ユーラシア大陸の東西にわたるのみならず、アメリカやオセアニアの先住民の部族の間でも古くから存在していた。ヒューロン族とイロコイ族の間ではあの世への旅に関する説話が伝えられていた。それらに現れる試練の橋は死者の国との境に流れる川に浮く丸太渡し、若しくはくねった綱の渡しである。その先端に守護神である犬(*The Great Dog*)がいるとされていた。アメリカ先住民(とりわけヒューロン族)の死後の橋に対する信仰を記す17世紀のイエズス会宣教師ブレブフの報告書によると、その渡しは通過する魂の善悪を判定し、悪とみなされた者は守護犬に襲われ、暗闇に突き落とされると考えられていたそうである。また、ニューギニアとニュージーランドの先住民の間でも死者の魂は、守護神の立つ試練の丸太或いは板を渡らねばならないと信じられていた。伝播の経路を明確にするのは不可能にしても、シルクロードで繋がっているヨーロッパとアジアの文化世界では相互の影響があったと充分想定することはできる。つまり、最も古くから地獄の世界を描いたゾロアスター教の地獄の思想、終末論とそれにおける死後審判の橋の類型が西東に分枝し、次第に伝播していったということが推察できる。しかし、「新大陸」アメリカの先住民などの伝承に存在する死後審判の橋渡しについてはどう考えるべきであろうか。ユーラシア大陸に対する「歴史的」伝播論をアメリカ先住民のケースにも適用するのが難しいということだけは明白である。死後審判の橋の類型とその伝播論をめぐる問題については本論文の第三章においても少し詳しく述べることにした。

最後に、世界各地にわたって共通の特徴をもつこのモチーフの起源は実どこにあるのであろうか。この橋のイメージが突然(しかも同時発生的に)「無」(つまり何もないところ)から生じたとは考え難い。死後の世界における勧善懲悪的な性質には、ゾロアスター教をはじめ、各地の宗教に浸透していった終末論思想の影響は明らかにある。そこで、本論文の第四章では、死後審判の橋の意義を一層明らかにするために、従来の橋の意義を追究することにした。

ゾロアスター教のチンワト橋を除いて、世界の宗教における土着信仰との密接な関わりにある偽典や偽経に登場することに加えて、ユーラシア大陸を超えて、教本にさえ定められていないアメリカやオセアニアの先住民の他界観にも存在することからも分るように、この橋の類型が教典をもった「宗教」の到来より遥かに以前からあったモチーフだと認められる。

死後審判の橋のトポスの形成には、既存の橋の概念が二つ加わったと考えられる。一つはシャーマニズムにおける一種の通過儀礼、または擬死再生儀礼としての橋渡しの試練である。通過儀礼的な「狭い小径」や「危険な通過点」は葬送儀礼とイニシエーション儀礼が両方共有するトポスである。もう一つは、*bridge foundation sacrifice* (或いは人柱伝説) の「恐怖」の橋のモチーフだと考えられる。それは、人間が冒瀆に等しい罪を犯すことによって神の莫大な怒りが引き起こされてしまい、橋が崩落し、通りかかったものが川に突き落とされるという、人間に対する神の懲罰と戒めの結果として崩壊する橋、または千切れる橋のイメージが死後審判の橋の構造にも明確に受け継がれているからである。つまり、死後審判の橋は、神界と人間界とのコミュニケーション・チャンネルである天の浮橋やヤコブの梯子などと同様に神によって架けられた橋であるものの、天の橋だけに関連しているトポスではない。それは、太古に遡る異界・他界に対する人間の意識の誕生と、時代の流れに連れて変遷してきたその意義と密接に関わったモチーフであるからである。

したがって、あの世への橋のイメージは人間の異界・他界観の変化に応じて変貌してきたものである。

宇治橋に宿る美しい橋姫は時によって人の命を奪う執念深い鬼女に変貌する。瀬田橋に出現する醜い鬼女もその範疇に属するものである。ただし、橋は幽霊や妖怪の出現の場だけではない。村から少し外れた橋のたもとでは、比丘尼たちは涅槃を語る一方、地獄についての説法で多くの聴聞者を引き

寄せていた。以上の様相は全て、『アヴェスター』のチンワトに出現する美女ダエーナと恐ろしい姥の如く、橋の両義性若しくは両面両極端の性格を象徴するものだといえる。かつて一本の橋に象徴された「聖」と「俗」、または聖性と穢れの空間の共存は、死後審判の橋において「天国」と「地獄」、「善」と「悪」などというパラダイムに置き換えられたに過ぎないのである。この問題についても第四章において述べることにした。

死後審判の橋に関する従来の研究に比して本論文のオリジナルな点は、西洋の死後審判の橋と東洋における同類のモチーフとの比較研究への志と、死後審判の橋の形成に加わった既存の橋の原像を追究した考察と解釈の試みにある。

論文審査の結果の要旨

提出された論文「橋の聖と俗—死後審判の橋における意義をめぐる—」は、世界各地に存在するこの世とあの世を結ぶ橋、ならびに死後審判の橋のモチーフを含む神話、伝承、文学作品、図像、宗教儀礼、習俗の例を収集し、それらを比較検討することにより、モチーフの発生、伝播とその意義を考察するものである。

第一章では主に西洋の事例を取り上げる。まず『アヴェスター』に登場する「チンワト橋」、イスラムの伝承における「シラート」を紹介する。続いてアイルランドの幻視体験物語、クレチアン・ド・トロアの『ランスロ』、『アルベリークスの幻視』を代表とするイタリアの幻視体験譚といった中世ヨーロッパの例が挙げられる。加えて、イタリア・カラブリア州の「聖ジャコモの橋」などの宗教儀礼と、イギリス北部のカトリック教徒に伝わる「通夜の歌」の例まで比較検証されている。最後に、これらの例には橋が一本であること、善良な者には広くなり罪人には細くなって渡らせないという「広狭性」が見られるという共通点を指摘する。

第二章は東洋の事例を扱う。中国の例として十王経・十王信仰にまつわる「奈河橋」の例が挙げられ、『西遊記』では金、銀、奈河の三つの橋が登場し死後審判の役割を果たしていることが指摘される。次に日本の例として『長宝寺よみがえりの草紙』『もくれんのさうし』『天狗の内裏』といった御伽草子に現れる三途の川に架けられた橋を取り上げ、それらがあの世への旅の初めに位置する死後審判の橋であることを論じる。続いて日本の民間儀礼の例を扱う。具体的には立山の布橋大滝頂法会、白山行事の「無明の橋」、久高島のイザイホーにおける七つ橋の儀礼、当麻寺の二十五菩薩来迎会である。これらの民俗事例と中国の泰山信仰との関係を考察し、類似の例としてシンガポールやマレーシアの儀礼も紹介する。章の締めくくりとして東洋と西洋の比較を行い、主たる相違点としては西洋では審判の橋、または浄化の橋であるのに対し、東洋では阿弥陀の救済に関わる極楽橋の傾向が強いことを指摘し、背景にある宗教の死後観の違いにその原因を見いだそうとする。

第三章では少数ではあるがアメリカ大陸とオセアニアの例を紹介し、世界各地に見いだされるこの死後審判の橋のモチーフを伝播論で説明することの可能性と限界についての考察を行う。

第四章では死後審判の橋の由来を考察する。従来シャーマニズムの通過儀礼と結びつける説が提示されてきたが、執筆者はさらに、人柱伝説に見られるような、聖性と穢れ（もしくは俗性）の境界としての橋の象徴性というものを併せて考えるべきだと主張する。

以上のように、執筆者は日本と欧米両方の資料、文献を渉猟できる立場を活かし、日本をはじめ、古代・中世ペルシア、イスラム世界、ヨーロッパ、中国、アメリカ大陸、オセアニアに至るまで広く世界から共通の（もしくは類似の）事例を収集し得たこと、これが本論文の第一の評価される点である。それによって、従来地域ごとに、あるいは個別的にしか扱われてこなかった事例を比較することが可能となり、日本を軸にそれぞれの特徴を明確化することに成功する。ここに本論文の独創的な点が認められる。伝播説の検討やモチーフの由来に関する考察も、このような基礎的な作業の積み上げがあってこそなし得たユニークな成果であると言える。収集が広範囲にわたったために個々の扱い方が浅くなっていること、結論部分の考察がやや抽象的過ぎることなどが不十分な点として挙げられようが、本論文はそうした点を補って余りある学術的価値を備えている。

なお、本論文の一部は学会における発表と学術雑誌に掲載された論文に基づいており、すでに一定の評価を得ているものである。

以上のような点をふまえて、論文審査委員会は、全員一致で本論文が博士（日本語・日本文化）の学位にふさわしいものであるという結論に至った。